理事会議事録の作成及び公表要領例

平成〇年〇月〇日

(目的)

第1条 理事会の議事録(以下「議事録」という。)については、〇〇県国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)規約第34条に定めるもののほか、本要領の定めるところにより作成及び公表を行う。

(議事録の作成)

- 第2条 議事録は、次に掲げる事項を記録するものとする。
 - (1)会議の日時及び場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3)議題
 - (4)議事の経過及びその結果
 - (5) その他必要な事項
- 2 議事録は、当該会議に出席した理事その他発言を行った出席者の確認を得て作成する。
- 3 話し言葉特有の表現、冗長な言い回し、明らかな誤り等は、発言の趣旨を損なわない範囲で、表現を変更することができる。また、不足している語句については、発言者に確認の上、加筆することができる。

(公表の承認)

- 第4条 議事録は、理事会の承認を得て公表するものとする。
- 2 議事録を公表することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益を害するおそれがある場合又は連合会の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、その全部又は一部を非公表とすることができる。

(公表方法)

第5条 公表は、連合会ホームページに掲載することにより行う。

(雑則)

第6条 本要領に定めるもののほか、議事録の作成及び公表に関し必要 な事項は、理事長が理事会に諮って定める。

別添

附 則

- 1 本要領は、平成30年〇月〇日から施行し、同日以降に開催される理事会から適用する。
- 2 平成30年度は試行期間とし、同年度末を目途に、試行期間における実施状況を検証の上、本要領について必要な見直しを加える。

総会議事録の作成及び公表要領例

平成〇年〇月〇日

(目的)

第1条 総会の議事録(以下「議事録」という。)については、〇〇県 国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)規約第18条に定 めるもののほか、本要領の定めるところにより作成及び公表を行う。

(議事録の作成)

- 第2条 議事録は、次に掲げる事項を記録するものとする。
 - (1)会議の日時及び場所
 - (2)出席者の氏名
 - (3)議題
 - (4)議事の経過及びその結果
 - (5) その他必要な事項
- 2 議事録は、当該会議に出席した会員その他発言を行った出席者の確認を得て作成する。
- 3 話し言葉特有の表現、冗長な言い回し、明らかな誤り等は、発言の趣旨を損なわない範囲で、表現を変更することができる。また、不足している語句については、発言者に確認の上、加筆することができる。

(公表の承認)

- 第4条 議事録は、総会の承認を得て公表するものとする。
- 2 議事録を公表することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益を害するおそれがある場合又は連合会の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、その全部又は一部を非公表とすることができる。

(公表方法)

第5条 公表は、連合会ホームページに掲載することにより行う。

(雑則)

第6条 本要領に定めるもののほか、議事録の作成及び公表に関し必要 な事項は、総会の議長が総会に諮って定める。

別添

附 則

- 1 本要領は、平成30年〇月〇日から施行し、同日以降に開催される総会から適用する。
- 2 平成30年度は試行期間とし、同年度末を目途に、試行期間における実施状況を検証の上、本要領について必要な見直しを加える。